

「SBI 日本株3.8ベアII」の 基準価額下落に関して

足元の市況・基準価額の動向

「ファンドの目的・特色」

「SBI 日本株3.8ベアII」（以下、「当ファンド」）は、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね3.8倍程度逆となる投資成果を目指して運用を行います。活用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定しますが、現在、大阪取引所の日経225先物です。

「株式市場/基準価額コメント」

2025年5月の日本株式市場は、アメリカと中国間で行われた貿易協議の結果、相互に課している追加関税を115%引き下げることの合意などから、日米や世界の景気後退懸念が後退し、回復基調となりました。

この結果、日経平均株価指数は5月末時点の1か月騰落率で5.4%の上昇、そして3か月では2.3%の上昇となりました。当ファンドは、日次でわが国の株式市場全体の値動きの概ね3.8倍程度逆となる投資成果を目指して運用していますので、基準価額の値動きは下表の通り日経平均株価指数の乱高下の影響を受けた結果、騰落率は1か月で-19.2%、3か月で-32.9%となりました。

なお、当ファンドは日経225先物（大証）の前日比騰落率に対して概ね3.8倍程度逆となるよう運用していますので、騰落率が1か月で-19.2%、3か月で-32.9%になったのは、日次の値動きの結果であり、1か月、3か月といった期間の日経平均株価指数騰落率の3.8倍とは一致しません。

今後につきましても、当ファンドの目的の達成を目指して運用を継続してまいります。

	2025年5月末 （円）	騰落率 1か月	騰落率 3か月
日経225先物 当限清算値	37,960	5.4%	2.3%
基準価額	622	-19.2%	-32.9%



投資信託にかかるリスク

本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対して概ね3.8倍程度逆となることを目指して運用を行います。株価指数先物の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を大きく割込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因は、株価変動リスク、流動性リスク、目標とする投資成果が達成できないリスク、換金性等が制限されるリスクですが、これらの変動要因に限定されるものではありません。

お客様に直接・間接にご負担いただく費用等

(お買付時に直接ご負担いただく費用)

- お買付手数料 上限2.2% (税抜2.0%)

(途中解約時に直接ご負担いただく費用)

- 信託財産留保額 ありません
- (保有期間中にファンドが負担する費用 (間接的にご負担いただく費用))
- 信託報酬 年0.913% (税抜0.83%)

●その他の費用

監査費用、有価証券売買時にかかる売買手数料、信託事務の諸費用等が信託財産から差引かれます。その他の費用は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

分配時に所得税*及び地方税が普通分配金に対して20.315%、換金(解約)時及び償還時には所得税*及び地方税がその差益(譲渡益)に対して20.315%課税されます。(*復興特別所得税を含みます。)ただし、この税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 純資産総額を超える損失を回避するため、オプション取引を活用する場合があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは



商号等: 東海東京証券株式会社
 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号
 加入協会: 日本証券業協会/
 一般社団法人金融先物取引業協会/
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 一般社団法人日本STO協会

■設定・運用は



商号等: SBIアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会/
 一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。